

# 一時預かり事業

指導検査基準(令和6年4月1日適用)

指導検査基準中の「評価区分」

評価区分	指導形態	
C	文書指摘	福祉関係法令及び福祉関係通達等に違反する場合(軽微な違反の場合を除く。)は、原則として、「文書指摘」とする。ただし、改善中の場合、特別な事情により改善が遅延している場合等は、「口頭指導」とすることができる。
B	口頭指導	福祉関係法令以外の関係法令又はその他の通達等に違反する場合は、原則として、「口頭指導」とする。ただし、管理運営上支障が大きいと認められる場合又は正当な理由なく改善を怠っている場合は、「文書指摘」とする。なお、福祉関係法令及び福祉関係通達等に違反する場合であっても、軽微な違反の場合に限り、「口頭指導」とすることができる。
A	助言指導	法令及び通達等のいずれにも適合する場合は、水準向上のための「助言指導」を行う。

(凡例)以下の関係通知等を略称して次のように表記する。

番号	関係法令及び通知等	略称
1	昭和22年12月12日法律第164号「児童福祉法」	児童福祉法
2	昭和23年3月31日厚生省令第11号「児童福祉法施行規則」	児童福祉法施行規則
3	平成27年3月31日規則第40号「八王子市児童福祉法施行細則」	児童福祉法施行細則
4	平成27年7月17日27文科初第238号・雇児発0717第11号「一時預かり事業の実施について」	雇児発0717第11号
5	平成30年4月1日「八王子市一時預かり事業実施要綱」	八王子市一時預かり事業実施要綱
6	平成26年9月5日雇児発第0905第5号「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正の取扱いについて」	雇児発0905第5号
7	平成18年1月25日国土交通省告示第184号「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」	建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針
8	平成29年3月31日厚生労働省告示第117号「保育所保育指針」	保育所保育指針
9	昭和25年5月24日法律第201号「建築基準法」	建築基準法
10	平成12年5月24日法律第82号「児童虐待の防止等に関する法律」	児童虐待防止法
11	平成13年6月15日雇児総発第402号「児童福祉施設等における児童の安全の確保について」	雇児総発第402号
12	令和5年12月14日こ成安第142号、5教参学第30号「教育・保育施設等における事故の報告等について」	こ成安第142号通知

## 目 次

1 事業の種類	
2 職員配置	1
3 建物設備等の管理	
(1) 建物設備の状況	3
(2) 建物設備の安全、衛生	4
4 事業の内容の状況	
(1) 事業の内容	4
(2) 虐待等の行為	5
(3) 休息等の状況	5
(4) 保護者との連絡状況	5
(5) 児童の安全管理の状況	5
5 届出内容の変更	6

# 一時預かり事業指導査基準

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
1 事業の種類	<p>一時預かり事業とは、次に掲げる者について、主として昼間において、保育所等において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業をいう。</p> <p>(1) 家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児</p> <p>(2) 子育てに係る保護者の負担を軽減するため、保育所等において一時的に預かることが望ましいと認められる乳児又は幼児</p> <p>1 一般型一時預かり事業 児童福祉法施行規則第36条の35第1号に規定する一時預かり事業</p> <p>2 幼稚園型一時預かり事業 児童福祉法施行規則第36条の35第2号に規定する一時預かり事業</p>				
2 職員配置	<p>1 省令に基づき、次に掲げる区分に応じた職員を配置すること。</p> <p>(1) 一般型一時預かり事業 乳幼児の年齢及び人数に応じて、当該乳幼児の処遇を行う保育従事者（以下「保育従事者」という。）を配置し、そのうち保育士を1/2以上とること。</p> <p>当該保育従事者の数は2人を下回ることはできないこと。ただし、保育所等と一体的に事業を実施、当該保育所等の職員（保育従事者に限る。）による支援を受けることができる場合には、保育士1人で処遇ができる乳幼児数の範囲内において、保育従事者を1人とすることができる。</p>	1 職員配置は適正に行われているか。	(1) 児童福祉法施行規則第36条 (2) の35 (3) 時預かり事業実施要綱 八王子市一時預かり事業実施要綱第2条第2項	(1) 職員配置が適正に行われていない。	C

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
	<p>(2) 幼稚園型一時預かり事業          幼児の年齢及び人数に応じて当該幼児の処遇を行う者（以下「教育・保育従事者」という。）を配置し、そのうち保育士又は幼稚園教諭普通免許状所有者を1/2以上とすること。          当該教育・保育従事者の数は2人を下回ることができない。ただし、幼稚園等と一体的に事業を実施し、当該幼稚園等の職員（教育・保育従事者に限る。）による支援を受けることができる場合には、保育士又は幼稚園教諭普通免許状所有者1人で処遇ができる範囲内において、教育・保育従事者を保育士又は幼稚園教諭普通免許状所有者1人することができること。</p> <p>2 保育士以外の保育従事者若しくは、保育士又は幼稚園教諭普通免許状所有者以外の教育・保育従事者の配置は、以下の研修を修了した者とする。</p> <p>ア 「子育て支援員研修事業の実施について」（平成27年5月21日雇児発0521第18号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別紙「子育て支援員研修事業実施要綱」の5(3)アに定める基本研修及び5(3)イ（イ）に定める「一時預かり事業」又は「地域型保育」の専門研修を修了した者。</p> <p>イ 子育ての知識と経験及び熱意を有し、「家庭的保育事業の実施について」平成21年10月30日雇児発1030第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別紙「家庭的保育事業ガイドライン」の別添1の1に定める基礎研修と同等の研修を修了した者。ただし、令和6年3月31日までの間に修了した者とする。</p>				

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
3 建物設備等の管理 (1) 建物設備の状況	<p>1 利用者が、良好な環境のもとで生活を営むためには各法令に定められている建物設備（医務室、調理室及び屋外遊戯場を除く。）の基準を確保する必要がある。建物設備等の内容を変更する場合は、「児童福祉法施行規則」（昭和23年厚生省令第11号）及びその他の法令を満たす必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・非常口は避難に有効な位置に2か所2方向設置            ※一般型一時預かり事業及び幼稚園一次預かり事業（幼保連携型認定こども園に限る。）は、1階保育室等も2方向</li> <li>・保育室等がある建物は、ア新耐震基準により建築された建物、イ耐震診断により安全性が確認された後に開設しているか。</li> <li>・その他、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正の取扱いについて」（平成26年9月5日雇児発0905第5号）第2の基準を満たしていること。</li> </ul> <p>2 食事の提供を行う場合（施設外で調理し運搬する方法により行う場合を含む。）においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えること。</p> <p>3 規模及び構造の変更により、基準面積を下回ってはならない。            乳児室又はほふく室は、乳児又は満2歳に満たない幼児1人につき3.3㎡（有効面積）以上。            保育室又は遊戯室は満2歳以上の幼児1人につき1.98㎡（有効面積）以上。</p> <p>4 乳児室又はほふく室、保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えなければならない。</p>	<p>1 構造設備が基準を満たしているか。</p> <p>2 建物設備等の届出内容と現状に相違がないか。</p> <p>1 利用児童に見合う基準面積を下回っていないか。</p> <p>1 保育に必要な用具が備えられているか。</p>	<p>(1) 児童福祉法施行規則第36条の35            (2)            (3) 新耐震基準（昭和56年6月1日）建築物の耐震診断及び耐震            (4) 改修の促進を図るための基            (5) 本的な方針            雇児発0905第5号            (6) 八王子市一時預かり事業実施要綱第2条第2項            八王子市保育所設置認可等実施要綱第2条第2項</p> <p>(1) 児童福祉法第34条の12第2項            (2) 児童福祉法施行規則第36条の33            (3) 児童福祉法施行細則第13条第2号            八王子市一時預かり事業実施要綱第3条第2項</p> <p>(1) 児童福祉法施行規則第36条の35第1号ホ及び第2号ホ</p> <p>(1) 児童福祉法施行規則第36条の35第1号イ及び第2号イ            (2) 八王子市一時預かり事業実施要綱第2条第2項</p> <p>(1) 保育所保育指針第1章1(4)</p>	<p>(1) 構造、設備が基準を満たしていない。</p> <p>(1) 建物設備等の届出内容と現状に著しい相違がある。            (2) 届出内容と現状に相違がある。</p> <p>(1) 基準面積が不足している。</p> <p>(1) 用具等が備えられていない。            (2) 用具等の備えが不十分である。</p>	<p>C</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>B</p>

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(2) 建物設備の安全、衛生	<p>1 設備構造は、採光、換気等利用している者の保健衛生及びこれらの者に対する危険防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。具体的には、施設の温度、湿度、換気、採光、音などの環境を常に適切な状態に保持するとともに、施設内外の設備、用具等の衛生管理に努めること。そして、設備構造はもとより、施設の運営管理上からも、児童の安全確保が図られなければならない。</p> <p>2 利用者が使用する設備等については、衛生的な管理に努め又は衛生上必要な措置を講じなければならない。</p> <p>3 建築物及び建築設備の適正な維持管理を図り、災害を未然に防止するために、建築基準法に基づく定期検査報告を特定行政庁に行わなければならない。            建築物 3年毎(※)            建築設備 毎年(※)            防火設備 毎年(※)            昇降機 毎年            ※300㎡を超える規模の又は3階以上の階で、その用途に供する部分が対象になる。ただし、平屋建てで500㎡未満のものは除く。</p>	<p>1 構造設備に危険な箇所はないか。</p> <p>2 施設の温度、湿度、換気、採光、音などの環境は適切か。</p> <p>1 保育室、便所等設備が清潔であるか。</p> <p>2 施設内にある用具(寝具、遊具等)が清潔であるか。</p> <p>1 建築物及び建築設備等の定期検査を行っているか。</p>	<p>(1) 雇児発0905第5号 (2) 保育所保育指針第3章3、4(1)イ</p> <p>(1) 保育所保育指針第3章3</p> <p>(1) 保育所保育指針第3章3</p> <p>(1) 保育所保育指針第3章3</p> <p>(1) 建築基準法第12条第1項～第4項</p>	<p>(1) 構造設備に危険な箇所がある。 (2) 備品が損傷して危険がある。 (3) 危険物が放置されている。 (4) 構造設備その他にやや危険な箇所がある。</p> <p>(1) 採光・換気等が悪い。</p> <p>(1) 衛生上、著しく問題がある。 (2) 衛生管理が不十分である。</p> <p>(1) 衛生上、著しく問題がある。 (2) 衛生管理が不十分である。</p> <p>(1) 建築物及び建築設備等の定期検査報告を行っていない。</p>	<p>C C C B</p> <p>C</p> <p>C B</p> <p>C B</p> <p>B</p>
4 事業の内容の状況 (1) 事業の内容	<p>省令に基づき、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定めるものに準じ、事業を実施すること。</p> <p>ア 一般型一時預かり事業            養護及び教育を一体的に行い、その内容については、内閣総理大臣が定める指針に従うこと。</p> <p>イ 幼稚園型一時預かり事業            (ア) 幼稚園又は幼保連携型認定こども園以外の認定こども園            学校教育法第25条の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項</p>	<p>1 事業の内容は適切か。</p>	<p>(1) 児童福祉法施行規則第36条の35</p>	<p>(1) 事業の内容が適切でない。 (2) 事業の内容が不十分である。</p>	<p>C B</p>



項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(2) 虐待等の行為	<p>(イ) 幼保連携型認定こども園 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第10条第1項の規定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項</p> <p>職員は、児童虐待その他児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。「児童虐待」とは、次に掲げる行為をいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。</li> <li>2 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。</li> <li>3 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による1・2又は4の行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。</li> <li>4 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。</li> </ol>	<p>1 児童の心身に有害な影響を与える行為をしていないか。</p>	<p>(1) 児童虐待防止法第2条、第3条</p>	<p>(1) 心身に有害な影響を与える行為をしている。</p> <p>(2) 一部不適切な行為がある。</p>	<p>C</p> <p>B</p>
(3) 休息等の状況	<p>子どもの発達過程に応じて、休息を取ることができるようにすること。</p>	<p>1 午睡等の適切な休息をとっているか。</p>	<p>(1) 保育所保育指針第1章2(2)ア(イ)④、イ(イ)④、3(2)オ</p>	<p>(1) 午睡などの適切な休息を全くとっていない。</p> <p>(2) 休息のために適切な環境を確保していない。</p>	<p>C</p> <p>B</p>
(4) 保護者との連絡状況	<p>常に子どもの保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等につき、保護者の理解及び協力を得るように努めなければならない。</p> <p>入所時には、保育方針、保育時間、休所日等の事業の内容をしおり等の文書をもって保護者に周知徹底する必要がある。保護者に対する支援は、子どもの送迎時の対応、相談や助言、連絡や通信など様々な機会を活用し、子どもの様子や日々の保育の意図などを説明して保護者との相互理解に努めること。</p>	<p>1 保護者との連絡は十分か。</p>	<p>(1) 保育所保育指針第1章2(2)ア(イ)、第2章1(3)、4(3)、第3章1(1)、(3)、第4章2(1)ア</p>	<p>(1) 保護者との連絡体制ができていない。</p> <p>(2) 保護者との連絡が不十分である。</p> <p>(3) 緊急時の連絡先の把握が不十分である。</p>	<p>C</p> <p>B</p> <p>B</p>
(5) 児童の安全管理の状況	<p>保育中の事故防止のために、子どもの心身の状態等を踏まえつつ、施設内外の安全点検に努め、安全対策のために職員の共通理解や体制作りを図るとともに、家庭や地域の諸機関の協力の下に安全指導を行うこと。</p>	<p>1 児童の事故防止に配慮しているか。</p>	<p>(1) 保育所保育指針第1章1(4)イ、2(2)ア(イ)②、第3章3(2)ア、イ</p> <p>(2) 雇児総発第402号</p>	<p>(1) 児童の事故防止に配慮していない。</p> <p>(2) 児童の事故防止に対する配慮が不十分である。</p> <p>(3)</p>	<p>C</p> <p>B</p> <p>B</p>

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
5 届出内容の変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>・危険な場所、設備等を把握しているか。</li> <li>・携帯電話等による連絡体制を確保しているか。</li> <li>・施設外保育時に複数の保育士が対応しているか。</li> <li>・事故簿を作成しているか。</li> <li>・施設で発生した、通院が必要な事故の対応は、適切に行われているか。</li> <li>・不慮の事故が発生した場合の報告が行われているか。</li> </ul> <p>第1報は原則事故発生当日（遅くとも事故発生当日）、第2報は原則1カ月以内程度とし、状況の変化や必要に応じて、追加の報告を行うこと。また、事故発生の要因分析や検証等の結果においては、でき次第報告すること。</p> <p>施設の届出事項に変更が生じたときは、変更届を提出することが必要である。</p> <p>変更届出事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 経営者の住所及び氏名</li> <li>イ 職員の定数及び職務の内容</li> <li>ウ 主な職員の氏名及び経歴</li> <li>エ 事業の区域</li> <li>オ 施設の名称</li> <li>カ 施設の種類</li> <li>キ 施設の所在地</li> <li>ク 利用定員</li> <li>ケ 面積及び構造</li> <li>コ 設備</li> <li>ケ 定款その他の基本約款</li> </ul>	<p>2 事故報告を市に、速やかに行っているか。</p> <p>1 届出事項の変更を届け出ているか。</p>	<p>(1) こ成安第142号通知</p> <p>(1) 児童福祉法第34条の12第2項 (2) 児童福祉法施行規則第36条 (3) の33 児童福祉法施行細則第13条 (4) 第2号 八王子市一時預かり事業実施要綱第3条第2項</p>	<p>(1) 事故報告が速やかに行われていない。</p> <p>(1) 届出事項の変更を届け出ている。</p>	<p>B</p> <p>C</p>